

第5章 計画の進行管理

【国指針9：その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項】

(1) 計画の進行管理

- ・空き家等対策を進めていく上で、社会経済情勢の変化や市内の現状等を踏まえつつ、PDCAサイクルの視点のもとで進行管理を行い、必要に応じて、計画の進捗状況の確認や計画の見直しなどを検討します。
- ・総合的な空き家等対策を推進していくため、専門家団体や庁内関係課等の連携・情報共有を維持・充実します。

(2) 計画見直しの考え方

- ・全国的に所有者不明土地が増加しており、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が公布されるなど、空き家等対策を取り巻く社会経済情勢は今なお変化し続けています。
- ・計画の見直しにおいては、各種対策の進捗状況を踏まえつつ、社会経済情勢や新たな法律等の制定の動向などを見据え、適切な見直しを行います。